

第13期

定時株主総会 招集ご通知

日 時

2019年6月26日（水曜日）
午前10時00分（開場 午前9時15分）

場 所

東京都渋谷区神宮前一丁目5番3号
東郷記念館 3階 オランジェール

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件



PREMIUM WATER
HOLDINGS

山梨県富士吉田市上吉田4597番地の1
株式会社プレミアムウォーターホールディングス
代表取締役社長 萩 尾 陽 平

第13期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第13期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月25日（火曜日）午後7時00分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月26日（水曜日）午前10時00分 ※開場 午前9時15分
(前回と開催時間が異なりますのでご注意ください。)
2. 場 所 東京都渋谷区神宮前一丁目5番3号
東郷記念館 3階 オランジェール

3. 会議の目的事項 報告事項

1. 第13期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）
事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第13期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|---|--|
| <p>第1号議案
第2号議案
第3号議案
第4号議案
第5号議案</p> | <p>定款一部変更の件
取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件
監査等委員である取締役5名選任の件
取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件
監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件</p> |
|---|--|

以 上

-
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://premiumwater-hd.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。
 - ①「新株予約権等に関する事項」、②「会計監査人の状況」、③「業務の適正を確保するための体制」、④「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」、⑤「剰余金の配当等の方針」、⑥「株式会社の支配に関する方針」、⑦「連結計算書類のうち連結株主資本等変動計算書及び連結注記表」、⑧「計算書類のうち株主資本等変動計算書及び個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://premiumwater-hd.co.jp/>）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知の添付書類に含まれておりません。なお、上記⑦及び⑧の各書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。また、上記①から⑧までの各書類は、監査役及び監査役会が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社は、第14期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）から、国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards。以下「IFRS」といいます。）を適用する予定であります。

これに伴い、当社が既に発行しておりますA種優先株式については、現状の内容ではIFRSの適用により負債として計上すべきこととなりますが、A種優先株式の発行時の目的である株主資本の増強という趣旨を踏まえ、IFRS適用下であっても株主資本に計上されるようA種優先株式の内容（第12条の2）を以下の【主要な変更内容】に記載のとおりに変更するものであります。この定款変更は、A種優先株式の条件の一部を変更するものであり、普通株式を保有する株主の皆様に対しては格別の不利益は生じません。

【主要な変更内容】

- ①優先配当金は、普通株式への配当金が支払われるときにのみ支払われるように変更する。
- ②A種優先株主の取得請求権に係る条項を削除する。
- (2) 当社は、取締役会の監査及び監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性及び効率性を高めるため、監査等委員会設置会社へと移行いたしたいと存じます。これに伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- (3) 上記(1)及び(2)に記載するもののほか、条数の変更、記載方法の統一その他の定款上の記載の整理を行うものであります。

2. 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

なお、本議案における定款変更については、本株主総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(下線部が変更箇所であります。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する業務を営む会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。</p> <p>1.~2. (条文省略)</p> <p>3. <u>下記物品およびその附属品の製造ならびに販売、割賦販売および輸出入事業</u> 水処理装置全般、飲料水関連機器、浄水機器、<u>水処理装置、食料品、水産物、農畜産物、健康食品、食品添加物、化粧品、化粧雑貨品、美容器具、健康器具、日用品雑貨、医薬品、医薬部外品、衣料品、家具、インテリア製品、スポーツ用品、通信機器、移動通信機器、コンピュータ、コピーマシン、ファクシミリ及び周辺機器、電子応用医療機器、電子計算機、車両、運搬機器、ソフトウェア、コンピュータープログラムおよびその部品</u></p> <p>4. <u>下記物品およびその附属品のリースおよびレンタル事業</u> 水処理装置全般、飲料水関連機器、浄水機器、<u>水処理装置、美容器具、健康器具、家具、インテリア製品、スポーツ用品機器、通信機器、移動通信機器、コンピュータ、コピーマシン、ファクシミリ及び周辺機器、電子応用医療機器、電子計算機、車両、運搬機器、ソフトウェア、コンピュータープログラムおよびその部品</u></p> <p>5.~11. (条文省略)</p> <p>12. <u>飲食店業及び駐車場の経営</u></p> <p>13. <u>企業に対する投資、融資及びその斡旋業務</u></p> <p>14. <u>損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務</u></p> <p>15.~31. (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する業務を営む会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。</p> <p>(1)~(2) (現行どおり)</p> <p>(3) <u>下記物品およびその附属品の製造ならびに販売、割賦販売および輸出入事業</u> 水処理装置全般、飲料水関連機器、浄水機器、食料品、水産物、農畜産物、健康食品、食品添加物、化粧品、化粧雑貨品、美容器具、健康器具、日用品雑貨、医薬品、医薬部外品、衣料品、家具、インテリア製品、スポーツ用品、通信機器、移動通信機器、コンピュータ、コピーマシン、ファクシミリおよび周辺機器、電子応用医療機器、電子計算機、車両、運搬機器、ソフトウェア、コンピュータープログラムおよびその部品</p> <p>(4) <u>下記物品およびその附属品のリースおよびレンタル事業</u> 水処理装置全般、飲料水関連機器、浄水機器、美容器具、健康器具、家具、インテリア製品、スポーツ用品機器、通信機器、移動通信機器、コンピュータ、コピーマシン、ファクシミリおよび周辺機器、電子応用医療機器、電子計算機、車両、運搬機器、ソフトウェア、コンピュータープログラムおよびその部品</p> <p>(5)~(11) (現行どおり)</p> <p>(12) <u>飲食店業および駐車場の経営</u></p> <p>(13) <u>企業に対する投資、融資およびその斡旋業務</u></p> <p>(14) <u>損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務</u></p> <p>(15)~(31) (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>第 3 条 (条文省略)</p> <p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、次の機関を置く。</p> <p>(1)～(2) (条文省略)</p> <p>(3) 監査役および監査役会</p> <p>(4) (条文省略)</p> <p>第 5 条～第12条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章の 2 優先株式</p> <p>(A 種優先株式)</p> <p>第12条の 2 当社が発行する A 種優先株式の内容は、次項から第 8 項までのとおりとする。</p> <p>2. 優先配当金</p> <p>(1) A 種優先配当金</p> <p>当社は、平成29年 4 月 1 日に開始する事業年度以降の各事業年度において第48条第 1 項に規定する基準日に係る剰余金の配当を行うときは、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された A 種優先株式を有する株主 (以下「A 種優先株主」という。) または A 種優先株式の登録株式質権者 (以下「A 種優先登録株式質権者」という。) に対し、普通株式を有する株主 (以下「普通株主」という。) または普通株式の登録株式質権者 (以下「普通登録株式質権者」という。) に先立ち、A 種優先株式 1 株につき第 2 号に定める額の剰余金 (以下「A 種優先配当金」という。) を配当する。</p> <p>(2)～(4) (条文省略)</p> <p>3. ～5. (条文省略)</p> <p>6. 金銭を対価とする取得請求権</p>	<p>第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、次の機関を置く。</p> <p>(1)～(2) (現行どおり)</p> <p>(3) 監査等委員会</p> <p>(4) (現行どおり)</p> <p>第 5 条～第12条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章の 2 優先株式</p> <p>(A 種優先株式)</p> <p>第12条の 2 当社が発行する A 種優先株式の内容は、次項から第 7 項までのとおりとする。</p> <p>2. 優先配当金</p> <p>(1) A 種優先配当金</p> <p>当社は、普通株式を有する株主 (以下「普通株主」という。) または普通株式の登録株式質権者 (以下「普通登録株式質権者」という。) に対して第43条第 1 項に規定する基準日に係る剰余金の配当を行う場合に限り、第42条の規定に基づいて行う取締役会の決議により、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された A 種優先株式を有する株主 (以下「A 種優先株主」という。) または A 種優先株式の登録株式質権者 (以下「A 種優先登録株式質権者」という。) に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、A 種優先株式 1 株につき第 2 号に定める額の剰余金 (以下「A 種優先配当金」という。) を配当する。</p> <p>(2)～(4) (現行どおり)</p> <p>3. ～5. (現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(1) A種優先株主は、平成32年12月16日以降いつでも、法令に従い、当会社に対して、金銭を対価としてA種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし（以下「金銭対価取得請求」といい、金銭対価取得請求をした日を、以下「金銭対価取得請求日」という。）、当会社は、金銭対価取得請求に係るA種優先株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲において、金銭対価取得請求日における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、金銭対価取得請求日に、次項に定める取得価額の金銭をA種優先株主に対して交付するものとする。ただし、分配可能額を超えてA種優先株主から取得請求があった場合、取得すべきA種優先株式は取得請求される株式数に応じた比例按分の方法により決定する。</p> <p>(2) A種優先株式1株あたりの取得価額は、次に定める算式による金額とする。</p> <p>[算式]</p> <p>A種優先株式1株あたりの取得価額 = [100,000,000円] + [A種優先株式発行日の翌日から金銭対価取得請求日までの日数に応じて1年につき2,000,000円の割合による金額（1年未満の期間部分については1年を365日とする日割り計算によるものとする。）] - [当会社が当該A種優先株式につき支払ったA種優先配当金額合計額]</p> <p>7. 金銭を対価とする取得条項</p> <p>(1) (条文省略)</p>	<p>(削除)</p> <p>6. 金銭を対価とする取得条項</p> <p>(1) (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(2) A種優先株式1株あたりの取得価額は、第6項第2号に定める取得価額とする。なお、この取得価額を算出する場合は、第6項第2号に定める取得価額の計算における「金銭対価取得請求日」を「金銭対価取得条項取得日」と読み替えて、取得価額を計算する。</p> <p>8. 譲渡制限 A種優先株式を譲渡による取得することについては、当社の取締役会の承認を要する。 第13条～第18条の2（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、3名以上15名以内とする。 (新設)</p> <p style="text-align: center;">(取締役の選任方法) 第20条 当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。 2. (条文省略) (新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(2) A種優先株式1株あたりの取得価額は、次に定める算式による金額とする。 〔算式〕 A種優先株式1株あたりの取得価額＝[100,000,000円]＋[A種優先株式発行日の翌日から金銭対価取得条項取得日までの日数に応じて1年につき2,000,000円の割合による金額（1年未満の期間部分については1年を365日とする日割り計算によるものとする。）]－[当会社が当該A種優先株式につき支払ったA種優先配当金額合計額]</p> <p>7. 譲渡制限 A種優先株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を要する。 第13条～第18条の2（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第19条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、3名以上15名以内とする。 2. 当社の監査等委員である取締役は、7名以内とする。 (取締役の選任方法) 第20条 当社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。 2. (現行どおり) 3. 第1項に定める取締役の選任は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。 4. 当社は、法令または定款で定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>5. <u>前項の補欠の監査等委員である取締役の選任にかかる決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、<u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. 増員により、または補欠として選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、他の在任取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期の満了する時までとする。</p>
<p>(新設)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>2. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発するものとする。<u>但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役の中から代表取締役を選定する。</u></p> <p>2. (条文省略)</p>	<p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>2. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発するものとする。<u>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>3. <u>取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集手続を経ることなく開催することができる。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第24条（条文省略） （取締役会の決議の省略）</p> <p>第25条 当社は取締役（当該事項について議決に加わることができる者に限る）の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>但し、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>（取締役会議事録）</p> <p>第26条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役および監査役がこれに署名押印、記名押印または電子署名して、これを10年間本店に備え置く。</p> <p>（新設）</p> <p>第27条（条文省略） （報酬等）</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という）は、<u>株主総会の決議をもって定める。</u></p> <p>第29条（条文省略）</p>	<p>3. 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長1名を選定し、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第24条（現行どおり） （取締役会の決議の省略）</p> <p>第25条 当社は、<u>取締役（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）</u>の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>（取締役会議事録）</p> <p>第26条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに署名押印、記名押印または電子署名して、これを10年間本店に備え置く。</p> <p>（重要な業務執行の委任）</p> <p>第27条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第28条（現行どおり） （報酬等）</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p> <p>第30条（現行どおり）</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役との責任限定契約)</p> <p>第30条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第5章 監査役および監査役会</u></p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第31条 当社の監査役は3名以上5名以内とする。</p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p>第32条 当社の監査役は、株主総会において議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第34条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第35条 当社の監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役との責任限定契約)</p> <p>第31条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>業務執行取締役等でない取締役（監査等委員である取締役を含む。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
(監査役会の決議方法) 第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	(削除)
(監査役会議事録) 第37条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに署名押印、記名押印または電子署名して、これを10年間本店に備え置く。	(削除)
(監査役会規程) 第38条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。	(削除)
(報酬等) 第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。	(削除)
(監査役の責任免除) 第40条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。	(削除)
(監査役との責任限定契約) 第41条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(削除)
(新設)	第5章 監査等委員会
(新設)	(常勤の監査等委員) 第32条 監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員を選定することができる。
(新設)	(監査等委員会の招集) 第33条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

現行定款	変更案
(新設)	2. <u>監査等委員会は、監査等委員の全員の同意があるときは、招集手続を経ることなく開催することができる。</u>
(新設)	<u>(監査等委員会の決議方法)</u>
(新設)	第34条 <u>監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u>
(新設)	<u>(監査等委員会議事録)</u>
(新設)	第35条 <u>監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに署名押印、記名押印または電子署名して、これを10年間本店に備え置く。</u>
(新設)	<u>(監査等委員会規程)</u>
第6章 会計監査人	第6章 会計監査人
第42条～第43条 (条文省略)	第37条～第38条 (現行どおり)
(報酬等)	(報酬等)
第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
(会計監査人の責任限定契約の締結)	(会計監査人の責任限定契約の締結)
第45条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額とする。	第40条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額とする。
第7章 計算	第7章 計算
第46条～第49条 (条文省略)	第41条～第44条 (現行どおり)
(A種優先株式の除斥期間)	(A種優先株式の除斥期間)
第49条の2 第49条の規定は、A種優先配当金の支払いについて、これを準用する。	第44条の2 第44条の規定は、A種優先配当金の支払いについて、これを準用する。

現行定款	変更案
(新設)	附 則
(新設)	(取締役の責任免除に関する経過措置)
	<p>第 1 条 当社は、第13期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第 1 項所定の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、各監査等委員である取締役の同意を得ることを条件に、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>
(新設)	(監査役の責任免除に関する経過措置)
	<p>第 2 条 当社は、第13期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（12名）は、本株主総会の終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力が発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
1	<p>はぎ お よう へい 萩 尾 陽 平</p> <p>再任</p> <ul style="list-style-type: none"> ●生年月日 1978年5月17日生 ●所有する当社の株式の種類及び数 普通株式 1,061,500株 	<p>2004年4月 株式会社エフエルシー 入社 事業部長</p> <p>2005年4月 同社 取締役</p> <p>2010年11月 プレミアムウォーター株式会社 代表取締役</p> <p>2014年2月 株式会社エフエルシー 代表取締役（現任）</p> <p>2015年6月 当社 取締役</p> <p>2016年6月 当社 代表取締役社長（現任）</p> <p>2017年4月 プレミアムウォーター株式会社 代表取締役社長</p> <p>2018年3月 株式会社PWリソース 代表取締役（現任）</p> <p>2018年6月 プレミアムウォーター株式会社 取締役（現任） エフエルシープレミアム株式会社 取締役（現任）</p>
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>同氏は、長年にわたって宅配水事業等に携わったことで培った豊富な知見と経験に基づき、当社代表取締役社長として当社グループの事業全体の事業責任者を統率し、強いリーダーシップと行動力により、当社グループの発展に貢献いたしました。その実績を踏まえ、当社グループの持続的な成長と企業価値の更なる向上のために同氏が必要不可欠であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	

候補者番号	氏名	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
2	<p style="text-align: center;">なが の ひで あき 長 野 成 晃</p> <p>再任</p> <p>●生年月日 1978年2月15日生</p> <p>●所有する当社の株式の種類及び数 普通株式 20,600株</p>	<p>2003年4月 株式会社光通信 入社</p> <p>2008年4月 同社 管理本部 財務部 副統轄次長</p> <p>2014年12月 株式会社京王ズホールディングス 代表取締役</p> <p>2015年10月 当社 執行役員 管理本部長</p> <p>2016年4月 株式会社ウォーターダイレクト分割準備会社 (現 プレミアムウォーター株式会社) 代表取締役</p> <p>2016年6月 当社 代表取締役CFO</p> <p>2017年6月 当社 代表取締役CDO</p> <p>2017年6月 プレミアムウォーター株式会社 取締役(現任)</p> <p>2018年3月 株式会社PWリソース 代表取締役(現任)</p> <p>2019年4月 当社 代表取締役CDO兼CFO兼CIO(現任)</p> <p>【取締役候補者とした理由】 同氏は、管理部門の責任者を歴任することで培った高度な知見及び経験に基づき当社の代表取締役として当社グループの経営課題への対応策の立案及び決定で重要な役割を果たしてまいりました。同氏の知見及び経験等が、当社グループの持続的な成長と企業価値の更なる向上に貢献できると判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>
3	<p style="text-align: center;">かね もと あき ひこ 金 本 彰 彦</p> <p>再任</p> <p>●生年月日 1973年2月12日生</p> <p>●所有する当社の株式の種類及び数 普通株式 458,670株</p>	<p>1994年4月 第一興商株式会社 入社</p> <p>2006年8月 株式会社エフエルシーフーズ(現 株式会社ケイビーフーズ) 代表取締役</p> <p>2006年12月 株式会社エフエルシー 取締役</p> <p>2012年9月 株式会社エフエルシー 取締役(現任)</p> <p>2013年12月 プレミアムウォーター株式会社 取締役 上級執行役員</p> <p>2016年7月 当社 上級執行役員</p> <p>2017年4月 プレミアムウォーター株式会社 取締役副社長</p> <p>2017年6月 当社 取締役副社長(現任)</p> <p>2018年6月 プレミアムウォーター株式会社 代表取締役社長(現任) エフエルシープレミアム株式会社 取締役(現任)</p> <p>【取締役候補者とした理由】 同氏は、当社グループ全体の事業統括責任者として当社グループの経営に強いリーダーシップと優れた経営執行能力を発揮し、主要事業である宅配水事業の急成長に大きく貢献してきました。これらの豊富な経験とグループ会社経営における見識を踏まえ、当社グループの持続的な成長と企業価値の更なる向上のために同氏が必要であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>

候補者番号	氏名	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
4	<p style="text-align: center;">いま いずみ たか ひろ 今 泉 貴 広</p> <p>再任</p> <p>●生年月日 1972年9月27日生</p> <p>●所有する当社の株式の種類及び数 普通株式 303,760株</p>	<p>1994年4月 株式会社UDK 入社</p> <p>2006年12月 株式会社LUXURY 代表取締役社長（現任）</p> <p>2012年3月 エフエルシープロモーション株式会社（現 エフエルシープレミアム株式会社） 取締役副社長</p> <p>2013年3月 株式会社エフエルシー 執行役員</p> <p>2014年3月 株式会社エフエルシー 上級執行役員</p> <p>エフエルシープロモーション株式会社（現 エフエルシープレミアム株式会社） 取締役（現任）</p> <p>2016年6月 当社 上級執行役員</p> <p>2017年6月 当社 取締役</p> <p>2018年6月 当社 常務取締役（現任）</p> <p>プレミアムウォーター株式会社 取締役（現任）</p> <p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>同氏は、長年にわたってセールスプロモーション事業に携わることで培った知識及び経験を活かし、強いリーダーシップをもって当社グループの営業部門を指揮することで営業力の大幅な強化と当社グループの成長に多大な貢献を果たしてまいりました。同氏の知見及び経験等は、当社グループの持続的な成長と企業価値の更なる向上のために必要であると判断し、引き続き取締役として選任を願います。</p>
5	<p style="text-align: center;">ぎょう ぶ たか ひろ 形 部 孝 広</p> <p>再任</p> <p>●生年月日 1972年5月8日生</p> <p>●所有する当社の株式の種類及び数 普通株式 35,000株</p>	<p>1995年4月 株式会社光通信 入社</p> <p>2003年4月 同社 OA機器直販事業本部 西日本部長</p> <p>2005年7月 同社 愛知タウン部長</p> <p>2006年4月 同社 販社事業本部 OA本部 部長</p> <p>2007年4月 同社 法人事業本部 販社推進事業部 西日本部長</p> <p>2014年4月 同社 コンシューマー事業本部 マーケティング事業部 営業本部 部長</p> <p>2014年11月 株式会社アイディール・ライフ 取締役</p> <p>2015年6月 当社 取締役</p> <p>2016年1月 当社 専務取締役</p> <p>2016年6月 当社 取締役（現任）</p> <p>2016年7月 株式会社ウォーターダイレクト（現 プレミアムウォーター株式会社） 取締役（現任）</p> <p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>同氏は、営業部門の責任者を歴任することで培った経験及び知識に基づいて当社グループのアライアンスビジネスの戦略の立案及び推進に大きく貢献いたしました。同氏の知識及び経験等は、当社グループの持続的な成長と企業価値の更なる向上のために必要であると判断し、引き続き取締役として選任を願います。</p>

候補者番号	氏名	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
6	<p>おお た ひろ よし 太 田 宏 義</p> <p>再任</p> <p>●生年月日 1968年6月10日生</p> <p>●所有する当社の株式の種類及び数 普通株式 195,750株</p>	<p>1989年4月 株式会社リクルート 入社</p> <p>2000年9月 株式会社バックスグループ 入社</p> <p>2005年6月 同社 取締役 上級執行役員 営業企画本部長</p> <p>2006年3月 同社 取締役 上級執行役員 管理本部長</p> <p>2007年6月 株式会社エフエルシー 社外取締役</p> <p>2013年2月 株式会社エフエルシー 取締役 上級執行役員 経営管理本部長</p> <p>2014年12月 プレミアムウォーター株式会社 取締役 エフエルシープロモーション株式会社（現 エフエルシープレミアム株式会社） 取締役（現任） 株式会社LUXURY 取締役（現任）</p> <p>2016年7月 当社 上級執行役員 経営管理本部長</p> <p>2017年4月 プレミアムウォーター株式会社 取締役（現任）</p> <p>2017年6月 当社 取締役 経営管理本部長 株式会社エフエルシー 取締役（現任）</p> <p>2019年4月 当社 取締役 経営企画本部長（現任）</p>
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>同氏は、上場会社の経営管理担当取締役を歴任することで培った財務、経営管理分野における豊富な知見及び経験に基づいて、当社グループの急速な成長を支えてまいりました。同氏の知見及び経験等は、当社グループの持続的な成長と企業価値の更なる向上のために必要であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	
7	<p>たけ い みち お 武 井 道 雄</p> <p>再任</p> <p>●生年月日 1963年4月13日生</p> <p>●所有する当社の株式の種類及び数 普通株式 26,900株</p>	<p>1982年4月 ローム富士株式会社 入社</p> <p>2003年8月 岩谷物流株式会社 取締役 工場長</p> <p>2007年1月 当社 入社</p> <p>2011年6月 当社 取締役 執行役員 生産・開発部長</p> <p>2013年12月 当社 取締役 執行役員 オペレーション本部長</p> <p>2015年6月 当社 執行役員常務 生産・開発本部長</p> <p>2016年6月 当社 上級執行役員</p> <p>2016年7月 株式会社ウォーターダイレクト（現 プレミアムウォーター株式会社） 取締役 生産・開発本部長（現任）</p> <p>2017年6月 当社 取締役（現任）</p>
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>同氏は、長年にわたって生産、開発及び物流等に携わることで培った知識及び経験に基づき、当社グループの強みである製販一体型体制において強いリーダーシップを発揮しております。同氏の知見及び経験等は、当社グループの持続的な成長と企業価値の更なる向上のために必要であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	

候補者番号	氏名	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
8	<p>こ いずみ 小 泉 ま り</p> <p>再任</p> <p>●生年月日 1985年5月16日生</p> <p>●所有する当社の株式の種類及び数 普通株式 56,500株</p>	<p>2004年7月 株式会社エフエルシー 入社</p> <p>2010年11月 エフエルシープロモーション株式会社（現 エフエルシープレミアム株式会社） 取締役</p> <p>2014年7月 同社 代表取締役社長（現任）</p> <p>2016年7月 当社 執行役員</p> <p>2017年6月 当社 上級執行役員</p> <p>2018年6月 当社 取締役（現任）</p>
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>同氏は、当社の強みであるセールスプロモーション事業の責任者として培ってきた知識及び経験に基づき、当社グループの宅配水事業の販売拡大に多大な貢献を果たしてまいりました。今後もかかる知識や経験等を取締役会における意思決定や監督機能などに活かすことで当社グループの持続的な成長と企業価値の更なる向上に繋がれるものと判断したため、引き続き取締役として選任することをお願いするものであります</p>		
9	<p>むら ぐち かず たか 村 □ 和 孝</p> <p>再任</p> <p>●生年月日 1958年11月20日生</p> <p>●所有する当社の株式の種類及び数 普通株式 20,400株</p>	<p>1984年4月 日本合同ファイナンス株式会社（現 株式会社ジャフコ） 入社</p> <p>1998年7月 株式会社日本テクノロジーベンチャーパートナーズ設立 代表取締役（現任）</p> <p>2006年3月 日本テクノロジーベンチャーパートナーズアイ六号投資事業有限責任組合 無限責任組合員（現任）</p> <p>2007年3月 当社 取締役</p> <p>2008年6月 株式会社アキブホールディングス 代表取締役（現任）</p> <p>2008年7月 株式会社アキブネットワークス 代表取締役（現任）</p> <p>2010年9月 株式会社アキブシステムズ 代表取締役（現任）</p> <p>2011年5月 株式会社トリニティーセキュリティーシステムズ（現 株式会社ティエスエスリンク） 代表取締役（現任）</p> <p>2015年3月 当社 代表取締役会長</p> <p>2015年6月 当社 取締役（現任）</p> <p>2018年11月 JESCOホールディングス株式会社 社外取締役（現任）</p> <p>2019年3月 株式会社パルテック 社外取締役（現任）</p>
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>同氏は、当社設立時から当社取締役役に就任し、取締役会の審議の場において、当社グループの経営における重要な事項に関し、ベンチャーキャピタリストとしての豊富な知識及び経験に基づく適切な助言や提言を適宜いただいております。同氏の知識及び経験等は、当社グループの持続的な成長と企業価値の更なる向上に必要であると判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>		

候補者番号	氏名	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
10	<p>わだ ひで あき 和田 英 明</p> <p>再任</p> <p>●生年月日 1973年12月13日生</p> <p>●所有する当社の株式の種類及び数 -株</p>	<p>1997年 4月 株式会社光通信 入社</p> <p>2004年 6月 同社 取締役</p> <p>2005年 9月 同社 ネットワーク事業本部長</p> <p>2007年 4月 同社 常務取締役</p> <p>2009年 6月 同社 常務執行役員</p> <p>同社 情報通信事業本部長（現 営業統括本部長）</p> <p>2012年 6月 同社 常務取締役</p> <p>2015年 6月 当社 取締役（現任）</p> <p>2017年 6月 株式会社光通信 取締役副社長（現任）</p> <p>2018年 6月 株式会社エフティグループ 取締役（現任）</p> <p>2019年 2月 株式会社アクトコール 社外取締役（現任）</p>
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>同氏は、株式会社光通信の取締役副社長を務めるなど企業経営全般に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、かかる経験と見識に基づいて当社の経営や事業運営に関して的確な助言と提言を適宜いただいております。かかる実績を踏まえ、当社グループの持続的な成長と企業価値の更なる向上のためには同氏に今後も当社の経営に携わっていただくことが最適と判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	
11	<p>おお たか わたる 大 高 渉</p> <p>新任</p> <p>●生年月日 1983年12月23日生</p> <p>●所有する当社の株式の種類及び数 -株</p>	<p>2005年 1月 株式会社光通信 入社</p> <p>2009年 4月 同社 テレマーケティング事業本部 東関東ブロック副部長</p> <p>2010年10月 同社 ブロードバンド事業本部 第一営業本部 部長</p> <p>2012年 6月 同社 情報通信事業本部 商品企画事業部 営業推進企画本部 部長</p> <p>2015年 4月 同社 コンテンツ事業本部 コンテンツ事業部 コンテンツソリューション 執行役員（現任）</p> <p>2017年 4月 株式会社セールスパートナー 代表取締役（現任）</p> <p>2018年 6月 株式会社ライフライン24 取締役 株式会社いえらぶコミュニケーションズ 取締役（現任）</p>
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>同氏は、株式会社光通信の幹部従業員として重要な役職や同社のグループ会社の役員を歴任するなど企業経営に関する豊富な知見と幅広い見識を有しており、かかる経験と見識に基づいて当社の経営や事業運営に関して適切な助言と提言をいただけるものと判断したことから、新たに当社の取締役として選任をお願いするものであります。</p>	

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各取締役候補者の「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」の欄には、当社の親会社等である株式会社光通信及びその子会社等における現在又は過去5年間の業務執行者であるときの地位及び担当を含めて記載しております。
3. 取締役候補者 村口和孝氏及び和田英明氏の2氏は、当社との間で、当社定款の規定に基づいて会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する旨の責任限定契約を締結しており、各氏の再任が承認された場合には、この責任限定契約を継続いたします。また、取締役候補者 大高渉氏の選任が承認された場合には、当社は同氏との間で、新たにこの責任限定契約を締結する予定であります。なお、これらの責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める額となります。

第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、事前に監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力が発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
1	かとう つぎ お 加藤次夫 新任 ●生年月日 1950年2月17日生 ●所有する当社の株式の種類及び数 普通株式 7,100株	1972年4月 株式会社協和銀行（現 株式会社りそな銀行） 入行 1976年2月 清友物産株式会社 入社 1983年2月 株式会社インテリアジャスティス 代表取締役 2000年9月 株式会社菱和エステート（現 株式会社クリアスレント） 入社 2001年6月 同社 取締役 営業管理部長 2006年7月 株式会社菱和ライフクリエイト（現 株式会社クリアスライフ） 執行役員 経理部長 2008年8月 同社 執行役員 グループ業務部長 2010年4月 当社 管理本部長 2010年6月 富士ウォーター株式会社 監査役（現任） 2010年10月 当社 管理部長 2010年12月 当社 常勤監査役（現任） 2014年1月 株式会社アイディール・ライフ 監査役
【監査等委員である取締役候補者とした理由】 同氏は、企業経営において豊富な見識・経験を有するほか、経理、財務、法務・コンプライアンスなど広範な分野において知見を有しており、当社常勤監査役として就任されてから、その職務を適切に遂行して経営に関する監査として求められる役割を十分に果たしております。その実績を踏まえ、当社の監査・監督機能の強化が期待できることから、新たに監査等委員である取締役として選任することをお願いするものであります。		

候補者番号	氏名	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
2	すぎ た まさ お 杉 田 将 夫 新任 ●生年月日 1979年11月9日生 ●所有する当社の株式の種類及び数 普通株式 2,000株	2007年 8月 株式会社光通信 入社 2011年 6月 さくら少額短期保険株式会社 取締役（現任） 2012年 6月 株式会社インタア・ホールディングス 監査役 2013年 6月 株式会社アイフラッグ 監査役 2014年 1月 株式会社光通信 管理本部（現 財務本部） 財務企画部長 2015年 6月 当社 取締役 2016年 6月 当社 監査役（現任） 2019年 4月 株式会社光通信 財務本部 執行役員 財務企画部長（現任）
	【監査等委員である取締役候補者とした理由】 同氏は、株式会社光通信の財務部門の幹部職や同社のグループ会社の役員を務めることで培った経営管理や財務分野において豊富な知見や経験に基づき、当社の監査役として経営全般の監視と財務分野からの指摘・助言等を行うなど経営に関する監査として求められる役割を十分に果たしております。その実績を踏まえ、当社の監査・監督機能の強化が期待できることから、新たに監査等委員である取締役として選任することをお願いするものであります。	
3	たか はし くに よし 高 橋 邦 美 新任 社外 ●生年月日 1948年6月1日生 ●所有する当社の株式の種類及び数 普通株式 15,900株	1974年 4月 日本信販株式会社 入社 1992年 1月 株式会社三貴入社 同社 小売事業部長 1994年 4月 日本建設株式会社 入社 同社 営業部長 1996年 1月 株式会社日商インターライフ 常務取締役 2000年 9月 資生堂インベストメント 顧問 2001年 7月 株式会社エヌ・アイ・エス設立 代表取締役（現任） 2001年 5月 株式会社エス・ピーネットワーク 顧問（現任） 2007年 5月 株式会社エフエルシー 監査役 2016年 4月 株式会社サイバーエリアリサーチ（現 株式会社 Geolocation Technology） 社外取締役（現任） 2016年 6月 当社 社外監査役（現任）
	【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 同氏は、企業経営者としての豊富な見識や経験を有しており、当社の社外監査役として独立した立場から経営全般の監視と客観的かつ有効な助言を行うなど経営に関する監査として求められる役割を十分に果たしております。その実績を踏まえ、当社の監査・監督機能の強化が期待できることから、新たに監査等委員である社外取締役として選任することをお願いするものであります。	

候補者番号	氏名	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
4	<p style="text-align: center;">うちだまさゆき 内田正之</p> <p>新任 社外</p> <p>●生年月日 1957年3月21日生</p> <p>●所有する当社の株式の種類及び数 -株</p>	<p>1988年4月 仙台弁護士会 登録</p> <p>1991年4月 内田正之法律事務所（現 内田・篠塚法律事務所） 代表（現任）</p> <p>1998年4月 日本弁護士連合会 代議員</p> <p>2005年4月 仙台弁護士会 副会長</p> <p>2006年4月 同会 監事</p> <p>2011年4月 同会 常議員会議長</p> <p>2012年1月 株式会社京王ズホールディングス 社外監査役</p> <p>2013年4月 仙台弁護士会 会長</p> <p>2014年4月 日本弁護士連合会 副会長</p> <p>2016年4月 株式会社京王ズホールディングス 監査役</p> <p>2016年6月 当社 社外監査役（現任）</p> <p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】</p> <p>同氏は、弁護士としての豊富な専門的見識や経験に基づいて、当社の社外監査役として独立した立場から経営全般の監視と業務執行に関する法的指摘・助言等を行うなど経営に関する監査として求められる役割を十分に果たしております。その実績を踏まえ、当社の監査・監督機能の強化が期待できることから、新たに監査等委員である社外取締役として選任することをお願いするものであります。</p>
5	<p style="text-align: center;">ありたみちお 有田道生</p> <p>新任 社外</p> <p>●生年月日 1962年6月14日生</p> <p>●所有する当社の株式の種類及び数 -株</p>	<p>1988年4月 富士写真フイルム株式会社 入社</p> <p>1990年8月 株式会社三菱総合研究所 入所</p> <p>1999年12月 株式会社ヘルスケアネット 代表取締役</p> <p>2012年4月 エクスペリアンジャパン株式会社 代表取締役社長</p> <p>2012年11月 エクスペリアンジャパン株式会社（現 チーターデジタル株式会社） 代表取締役CEO</p> <p>株式会社エルティヴィー 社外取締役（現任）</p> <p>2017年4月 株式会社Fun To Create 代表取締役（現任）</p> <p>2017年6月 当社 社外取締役（現任）</p> <p>2017年8月 M&Mコンサルティング株式会社 代表取締役（現任）</p> <p>2018年6月 株式会社デンタス 代表取締役社長（現任）</p> <p>2019年1月 F・ソリューションズ株式会社 代表取締役社長（現任）</p> <p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】</p> <p>同氏は、会社経営及び情報システム分野で培った豊富な経験や経営に関する見識に基づき、社外取締役として、取締役会の審議の場において、当社グループの経営における重要な事項に関して独立した立場から当社の経営に関して適切な助言や提言をいただいております。その実績を踏まえ、当社の監査・監督機能の強化が期待できることから、新たに監査等委員である社外取締役として選任することをお願いするものであります。</p>

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 監査等委員である取締役候補者 高橋邦美氏、内田正之氏及び有田道生氏の3氏は、社外取締役候補者であります。
- (1)高橋邦美氏は、現在社外監査役であります。社外監査役としての在籍期間は、本株主総会の終結時をもって3年となります。
- (2)内田正之氏は、現在社外監査役であります。社外監査役としての在籍期間は、本株主総会の終結時をもって3年となります。
- (3)有田道生氏は、社外取締役としての在籍期間は、本株主総会の終結時をもって2年となります。
3. 監査等委員である取締役候補者 高橋邦美氏、内田正之氏及び有田道生氏の3氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、各氏が監査等委員である取締役として選任された場合には、改めて独立役員として届け出る予定です。
4. 監査等委員である取締役候補者 内田正之氏及び有田道生氏の2氏は、当社又は当社の子会社の業務執行者又は役員であったことはありません。監査等委員である取締役候補者 高橋邦美氏は、当社又は当社の子会社の業務執行者ではあったことはありませんが、過去に当社の子会社の監査役を務めておりました。
5. 監査等委員である取締役候補者 高橋邦美氏、内田正之氏及び有田道生氏の3氏は、ともに当社の親会社等ではなく、また過去5年間に当社の親会社等であったことはありません。
6. 監査等委員である取締役候補者 高橋邦美氏及び有田道生氏の2氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったことはありません。また、監査等委員である取締役候補者 内田正之氏は、過去5年に当社の特定関係事業者の監査役を務めておりましたが、現在は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではありません。
7. 各監査等委員である取締役候補者の「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」の欄には、当社の親会社等である株式会社光通信及びその子会社等における現在又は過去5年間の業務執行者であるときの地位及び担当を含めて記載しております。
8. 各監査等委員である取締役候補者 高橋邦美氏、内田正之氏及び有田道生氏の3氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産の供与を受ける予定はなく、また過去2年間にこのような財産の供与を受けていたこともありません。
9. 監査等委員である取締役候補者 高橋邦美氏、内田正之氏及び有田道生氏の3氏は、当社の親会社等、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。
10. 監査等委員である取締役候補者 加藤次夫氏、杉田将夫氏、高橋邦美氏、内田正之氏及び有田道生氏の5氏と当社との間で、当社定款の規定に基づいて会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する旨の責任限定契約を締結しており、各氏の選任が承認された場合には、この責任限定契約を継続いたします。なお、これらの責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める額となります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2017年6月28日開催の第11期定時株主総会において、年額250百万円以内（うち社外取締役分年額20百万円以内。なお、使用人兼務取締役の使用人給与分を除く。）と決議いただき、今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、現在の取締役の報酬額の定めを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を設定することとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額及び昨今の経済情勢等の諸般の事情を考慮して、年額450百万円以内とすること及び各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に支給する具体的な金額、支給の時期その他の詳細の決定は当社取締役会の決議によるものとさせていただきたいと存じます。

なお、上記の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人給与は含まないものとしたしたいと存じます。

また、現在の取締役は12名（うち社外取締役2名）であり、本議案にかかる取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、11名（監査等委員以外の取締役として社外取締役を選任しておりません。）となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力が発生することを条件として、効力を生じるものとしたします。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を設定することとし、その報酬額を、職責及び昨今の経済情勢等の諸般の事情を考慮して、年額30百万円以内とすること及び各監査等委員である取締役に支給する具体的な金額、支給の時期その他の詳細の決定は各監査等委員である取締役の協議によるものとさせていただきたいと存じます。

なお、本議案にかかる監査等委員である取締役の員数は、第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、5名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力が発生することを条件として、効力を生じるものとしたします。

以 上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国の経済は、企業収益が好調に推移して設備投資の増加が続くなか、雇用・所得環境の改善を背景に個人消費の持ち直しの動きがみられるなど、緩やかな回復基調が続きました。その一方で、中国経済をはじめとする海外経済の先行きや通商問題の動向の不透明さ、金融資本市場の変動などの懸念すべき状況が依然として継続しております。

当社グループの中核事業である宅配水事業の分野においては、飲料水に対する「安心」・「安全」・「安定供給」を求める意識の高まりを背景に、宅配水の認知度が向上し、宅配水市場は緩やかに成長しております。しかしながら、人手不足を背景とする人件費や物流費の上昇などにより、当社グループを取り巻く経営環境は厳しさを増しております。

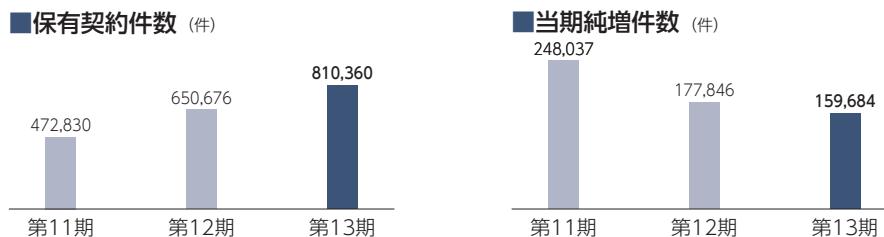
このような状況のなか、当社グループは、2018年5月10日に公表しました中期経営計画のもと、宅配水事業においては、お客様が宅配水の定期配送サービスを長期にわたって継続的に利用していただくことで安定的な収益基盤の構築に繋がることから新規契約の獲得に向けて引き続き経営資源を投下する一方、お客様に対する提供価額の見直し、各種付帯サービスの提供率の向上、お客様満足度のためのキャンペーンの実施等の各種施策を通じて1契約当たりの継続率及び収益性の向上に努めてまいりました。また、PETボトル製造工場の稼働率の向上による製造原価の低減を実現する一方、物流費の安定化に繋がる物流網の構築や商品の出荷方法の変更等による各種費用の削減に努めてまいりました。

この結果、当社グループの重要経営指標である宅配水事業の保有契約件数は、過去最高を更新いたしました。

当期末保有契約件数 810,360件 (前期末650,676件 当期増加数159,684件)

また、売上高は37,732百万円 (前年同期比36.1%増)、売上総利益は31,999百万円 (前年同期比41.6%増) となり、依然として物流費や販売促進費等が当社グループの利益の押下げ要因となっているものの、販売費及び一般管理費については31,283百万円 (前年同期比31.6%増) となったため、売上総利益の増加により販売費及び一般管理費の増加を吸収し、営業利益は715百万円 (前年同期は1,179百万円の営業損失) を確保いたしました。

他方、収益基盤の拡大に向けた資金調達額の増加に伴う支払利息の増加や貸倒引当金の計上等により経常利益は259百万円（前年同期は1,559百万円の経常損失）となりましたが、保有契約件数の増加の推移や1契約当たりの収益性の向上を背景に今後の業績の見通し等を再検証した結果、繰延税金資産の追加計上により法人税等調整額（益）が増加したため、親会社株主に帰属する当期純利益は528百万円（前年同期は1,493百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。



(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した当社グループの設備投資の総額は7,208百万円であり、その主要な内訳は次のとおりであります。

(宅配水事業)

顧客向けレンタル用サーバーの取得	6,032百万円
顧客管理システムの改修	174百万円
ブロー成型機の導入	115百万円

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、重要な資金調達を実施していません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、「100年続く会社であるために、当社グループの活動を通じて人々の生活を豊かにし、世界で一番愛される会社となること」を当社グループの将来あるべき姿であると定め、その実現の重要なステップとして、2019年5月9日に公表しました修正後中期経営計画（2020年3月期から2024年3月期まで）の実現に努めてまいります。

そのために当社グループが対処すべき課題は以下のとおりです。

① 安定的な商品配送網の構築

現在、人員不足等を背景として主要配送業者による商品の配送数量等の各種制限や運賃値上げの要請を受けております。当社グループの収益基盤が損なわれることなくお客様に対する安定的な配送を実現するため、主要運送業者との協業関係を維持しつつ、商品の提供方法の効率化や地域別に独自の配送網を構築することを推進してまいります。

② マーケットシェアの拡大と収益性の向上

宅配水分野における当社グループの保有契約件数を順調に積み上げておりますが、新中期経営計画で掲げるとおりに保有契約件数を積み上げることとお客様一人当たりの収益を向上させることが当社グループの安定的かつ持続的な成長のために必要不可欠であると考えております。これに対応するべく、主に以下の点に取り組んでまいります。

- (i) パートナー企業の開拓や販売チャネルの拡大、営業人員の増強により当社グループの潜在的なお客様へのアプローチの機会等の拡大
- (ii) お客様対応の質の向上や、強力な営業を支える従業員や取次店（パートナー）に対する営業活動時のコンプライアンスをはじめとする各種教育を徹底することを通じた当社グループとお客様との間のサービス契約の維持（解約抑止）
- (iii) 「お客様の身の回りの生活を豊かにする」ことをコンセプトに宅配水サービスの提供を起点にした生活関連消費財をはじめとする多様性のある商品・サービスの提供とその内容の充実化

③システム基盤の刷新

今後予想される保有契約件数の増加ペースに対応しつつ効率的に業務を運営するためには当社グループの顧客管理システムなどの基幹システム的大幅な刷新が必要となります。中期的な視点のもとで計画的に基幹システムをはじめとする各種システムの刷新を図ることで当社グループの業務運営の更なる効率化を目指してまいります。

④人材基盤の強化

当社グループの持続的な成長のためには、優秀な従業員の確保と確固たる人事制度のもとでの教育・指導等を通じた従業員の育成を推進することが必要不可欠であると考えております。従業員の確保に向けて定期的な新卒採用と業務分野ごとに能力ある人材の中途採用を実施するとともに、当社グループの統一的な人事制度のもとでの各種研修等を通じた従業員への経営理念等の浸透と技術・能力等の拡充に努めてまいります。

⑤内部管理体制等の充実

各種研修等を通じたコンプライアンス遵守の意識の更なる浸透、個人情報等の管理をはじめとする各種分野におけるリスクマネジメントの徹底、リスク管理部門の強化をはじめとする当社グループのビジョンの実現に向けた方針の策定とその実践に努めることにより、当社グループの持続的な成長を可能とする各種内部管理体制の強化・拡充に取り組んでまいります。

また、従業員、株主、お客様や取引先をはじめとする当社グループと関わり合いを持つ全ての方から信頼を得るためにコーポレート・ガバナンスの充実化と推進も併せて行ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

項目	期別	第10期	第11期	第12期	第13期 (当連結会計年度)
		(2016年3月期)	(2017年3月期)	(2018年3月期)	(2019年3月期)
売上高		13,056百万円	19,947百万円	27,716百万円	37,732百万円
経常利益又は経常損失(△)		△23百万円	△704百万円	△1,559百万円	259百万円
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)		5百万円	△1,217百万円	△1,493百万円	528百万円
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)		0円62銭	△56円39銭	△56円80銭	17円42銭
総資産		7,842百万円	17,477百万円	23,844百万円	30,348百万円
純資産		2,333百万円	1,289百万円	2,814百万円	3,619百万円
1株当たり純資産		276円64銭	46円91銭	△1円47銭	24円61銭

■ 売上高 (百万円)



■ 経常利益又は経常損失(△) (百万円)



■ 親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) (百万円)



■ 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) (円)



■ 総資産 (百万円)



■ 純資産 (百万円)



(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

(i) 親会社との関係

当社の親会社は株式会社光通信であり、同社は、間接保有分を含めて当社普通株式を20,508,420株（議決権比率74.8%）、当社A種優先株式28株（無議決権株式）を保有しております。また、当社は親会社から取締役及び監査役の派遣を受けております。

(ii) 親会社との間の取引に関する事項

当社は、親会社との取引にあたっては、市場実勢価格や市場金利等を勘案のうえ、合理的な判断に基づき取引条件等を公正かつ適正に決定しております。また、これらの取引は、取締役会等が当社の社内規程等に基づき、親会社とは独立して最終的な意思決定を行っているため、その意思決定手続の適正さに問題はなく、当社の利益を害さないものと考えております。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
プレミアムウォーター株式会社	100百万円	100.0% (58.1%)	宅配水の製造及び販売事業
株式会社エフエルシー	100百万円	100.0%	子会社株式の管理事業
エフエルシープレミアム株式会社	12百万円	100.0% (100.0%)	宅配水の取次販売、携帯端末の通信サービスの加入取次及び携帯端末の販売事業

- (注) 1. 当社の議決権比率欄の () 内の数値は、当社の議決権比率のうち間接保有による議決権比率を示しております。
2. 資本金、当社の議決権比率及び主要な事業内容欄は、2019年3月31日現在の情報を記載しております。

③当事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	株式の帳簿価額	当社の総資産額
プレミアムウォーター株式会社	山梨県富士吉田市上吉田4597番地の1	3,309百万円	15,769百万円

④企業結合の経過

(i) 事業の譲渡、譲受け、合併、会社分割等の企業再編

当連結会計年度においては、重要な事業の譲渡、譲受け、合併、会社分割等の企業再編はありません。

(ii) 重要な業務提携又は技術提携

当連結会計年度においては、重要な業務提携又は技術提携はありません。

(iii) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分等の状況

当社は、2018年8月に、当社が保有する持分法適用関連会社である株式会社Bestライフソリューション（現 株式会社まるっとチェンジ）の発行済株式の全部を売却いたしました。これに伴い、同社を当社の持分法適用関連会社から除外しております。

⑤企業結合の成果

当社の連結子会社は、上記②の重要な子会社を含め、合計9社であります。また、当社の持分法適用関連会社は合計5社であります。

- (注) 1. 前連結会計年度の末日において当社の持分法適用関連会社であった株式会社Patchにつき、当社の保有する同社普通株式を無議決型優先株式に転換したことに伴い、同社を持分法適用関連会社から除外しております。
2. 前連結会計年度の末日において当社の持分法適用関連会社であったPremium Water Million Club株式会社は、2018年10月に清算終了となりました。
3. 当社は、2018年8月に、当社の子会社を通じて中華人民共和国内に寧波普瑞咪雅水業有限公司を新設したことに伴い、同社を連結子会社に含めております。

(7) 主要な事業内容（2019年3月31日現在）

当社グループは、当社、当社の連結子会社9社及び持分法適用関連会社5社により構成されております。当社は、持株会社としてグループ各社の株式を保有することにより、グループ全体の経営管理及び経営戦略の策定を行うことを主な事業としております。

グループ各社における主な事業内容は、ナチュラルミネラルウォーターの製造及び宅配形式による販売を行う宅配水事業及び携帯端末の通信回線の取次事業その他事業となります。

(8) 主要な事業所 (2019年3月31日現在)

① 当社

本店	山梨県富士吉田市上吉田4597番地の1
本社	東京都渋谷区神宮前一丁目4番16号

② 重要な子会社

会社名	区分	所在地
プレミアムウォーター株式会社	本店・富士吉田工場	山梨県富士吉田市
	河口湖センター	山梨県南都留郡
	西桂工場	山梨県南都留郡
	朝来工場	兵庫県朝来市
	お客様サービスセンター	山梨県南都留郡
	原宿第二オフィス	東京都渋谷区
	大阪支店	大阪市北区
	福岡支店	福岡市中央区
	台湾支店	台湾台北市
株式会社エフエルシー	本店	東京都渋谷区
エフエルシープレミアム株式会社	本店	東京都渋谷区
	ショップ	東京都 2 店舗 神奈川県 3 店舗 大阪府 1 店舗 福岡県 1 店舗 鹿児島県 1 店舗

(9) 従業員の状況 (2019年3月31日現在)**①企業集団の従業員数**

従業員数	前期末比増減
723名 (55名)	+52名 (△3名)

- (注) 1. 従業員数は正社員の就業人員（受入出向者を含み、出向者を除きます。）であります。また、臨時雇用者数（準社員、アルバイトを含みます。）は、最近1年間の平均人員を従業員数欄の（）内で記載しております。
2. 上記の従業員数には、当社執行役員は含まれておりません。

②当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
42名 (2名)	+9名 (+1名)	37.1歳	5.0年

- (注) 1. 従業員数は正社員の就業人員（受入出向者を含み、出向者を除きます。）であります。また、臨時雇用者数（準社員、アルバイトを含みます。）は、最近1年間の平均人員を従業員数欄の（）内で記載しております。
2. 上記の従業員数には、当社執行役員は含まれておりません。

(10) 主要な借入先の状況 (2019年3月31日現在)

借入先	借入残高
近畿産業信用組合	2,807百万円
株式会社みずほ銀行	1,516百万円
株式会社横浜銀行	921百万円
株式会社三井住友銀行	500百万円
ユナイテッド・オーバーシーズ銀行	433百万円

- (注) 1. 当社グループの金融機関からの借入れのうち2019年3月末日の借入残高が最も高い金融機関上位5行を記載しております。
2. 当連結会計年度において、当社は、当社グループの財務基盤の強化を図るため、株式会社みずほ銀行をアレンジャー、株式会社横浜銀行をコ・アレンジャーとしたうえで総額40億円のシンジケーションを組成して以下のとおりタームローン契約を締結しております。なお、上記(10)「主要な借入先の状況」には、このタームローン契約に基づいて実行している借入れが含まれております。

(タームローン契約)

借入人 当社
 借入先 株式会社みずほ銀行、株式会社横浜銀行ほか 計10行
 借入額 40億円
 契約日 2019年3月27日
 契約期間 2019年3月29日から3年間

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項 (2019年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数		84,000,000株	
発行可能種類株式総数	普通株式	84,000,000株	
	A種優先株式	28株	
(2) 発行済株式の総数	普通株式	27,412,772株	(自己株式312株を含む。)
	A種優先株式	28株	
(3) 株主数	普通株式	1,369名	
	A種優先株式	1名	
(4) 大株主			

株主名	保有する株式の種類及び数	持株比率
株式会社ブロードピーク	普通株式 9,463,150株 A種優先株式 28株 計 9,463,178株	34.52%
株式会社総合生活サービス	普通株式 6,233,400株	22.74%
株式会社光通信	普通株式 4,811,870株	17.55%
日本テクノロジーベンチャーパートナーズアイ六号 投資事業有限責任組合	普通株式 1,082,100株	3.95%
萩尾 陽平	普通株式 1,061,500株	3.87%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	普通株式 773,700株	2.82%
金本 彰彦	普通株式 458,670株	1.67%
プレミアムウォーターホールディングス従業員持株会	普通株式 396,890株	1.45%
木下 政弘	普通株式 342,910株	1.25%
今泉 貴広	普通株式 303,760株	1.11%

(注) 持株比率は、自己株式 (312株) を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2019年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	萩 尾 陽 平	株式会社エフエルシー 代表取締役 プレミアムウォーター株式会社 取締役 株式会社PWリソース 代表取締役 エフエルシープレミアム株式会社 取締役
代表取締役CDO	長 野 成 晃	プレミアムウォーター株式会社 取締役 株式会社PWリソース 代表取締役
取締役副社長	金 本 彰 彦	プレミアムウォーター株式会社 代表取締役社長 株式会社エフエルシー 取締役 エフエルシープレミアム株式会社 取締役
常 務 取 締 役	今 泉 貴 広	株式会社LUXURY 代表取締役社長 エフエルシープレミアム株式会社 取締役 プレミアムウォーター株式会社 取締役
取 締 役	形 部 孝 広	プレミアムウォーター株式会社 取締役
取 締 役	太 田 宏 義	経営管理本部長 株式会社エフエルシー 取締役 プレミアムウォーター株式会社 取締役 エフエルシープレミアム株式会社 取締役 株式会社LUXURY 取締役
取 締 役	武 井 道 雄	プレミアムウォーター株式会社 取締役 生産・開発本部長
○ 取 締 役	小 泉 ま り	エフエルシープレミアム株式会社 代表取締役社長
取 締 役	村 口 和 孝	株式会社日本テクノロジーベンチャーパートナーズ 代表取締役 日本テクノロジーベンチャーパートナーズアイ六号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社アキブホールディングス 代表取締役 株式会社アキブネットワークス 代表取締役 株式会社アキブシステムズ 代表取締役 株式会社ティエスエスリンク 代表取締役 JESCOホールディングス株式会社 社外取締役 株式会社バルテック 社外取締役
取 締 役	和 田 英 明	株式会社光通信 取締役副社長 株式会社エフティグループ 取締役 株式会社アクトコール 社外取締役
取 締 役	トビー・パートレット	株式会社3C Partners 代表取締役社長

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取 締 役	有 田 道 生	株式会社エルティヴィー 社外取締役 株式会社Fun To Create 代表取締役 M&Mコンサルティング株式会社 代表取締役 株式会社デンタス 代表取締役社長 F・ソリューションズ株式会社 代表取締役社長
常 勤 監 査 役	加 藤 次 夫	富士ウォーター株式会社 監査役
監 査 役	杉 田 将 夫	株式会社光通信 財務本部 財務企画部長 さくら少額短期保険株式会社 取締役
監 査 役	高 橋 邦 美	株式会社エス・ピーネットワーク 株式会社エヌ・アイ・エス 代表取締役 株式会社Geolocation Technology 社外取締役
監 査 役	内 田 正 之	内田・篠塚法律事務所 代表

- (注) 1. ○印は、2018年6月27日開催の第12期定時株主総会において新たに選任され就任した取締役であります。
2. 取締役のうち、トビー・パートレット氏及び有田道生氏の2氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 監査役のうち、高橋邦美氏及び内田正之氏の2氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 当社は、取締役トビー・パートレット氏、取締役有田道生氏、監査役高橋邦美氏及び監査役内田正之氏の4氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
5. 当事業年度中に以下の取締役の地位及び担当の異動がありました。

氏 名	新	旧	異動年月日
今泉 貴広	常務取締役	取締役	2018年6月27日

6. 当事業年度の末日以降に以下の取締役の地位及び担当の異動がありました。

氏 名	新	旧	異動年月日
太田 宏義	経営企画本部長	経営管理本部長	2019年4月1日
長野 成晃	CDO兼CFO兼CIO	CDO	2019年4月1日

7. 監査役加藤次夫氏は、当社の管理部長を経験しており、財務及び会計に関する知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、各取締役（業務執行取締役である者を除く。）及び各監査役との間で、これらの者が会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を負う場合において、その職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をもって当該損害賠償責任の限度額とする旨の契約を締結しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	166,710	166,710	-	-	-	9
監査役 (社外監査役を除く。)	7,800	7,800	-	-	-	1
社外取締役	5,400	5,400	-	-	-	2
社外監査役	5,400	5,400	-	-	-	2

- (注) 1. 上記には、無報酬となる取締役及び監査役は含まれておりません。
2. 2017年6月28日開催の第11期定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額250百万円以内（うち社外取締役は年額20百万円以内）と決議いただいております。ただし、この報酬限度額には、使用人兼務取締役の使用人給与分は含まれません。
3. 2006年10月16日開催の臨時株主総会において、監査役の報酬限度額は年額30百万円以内と決議いただいております。
4. 上記のほか、当社社外監査役が役員を兼務する親会社等の子会社等から役員として受けた報酬等の総額は3百万円であります。
5. 上記のほか、「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」（2018年1月12日、実務対応報告第36号）等を2018年4月1日から適用し、当事業年度からは、従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引については、「ストック・オプション等に関する会計基準」（2005年12月27日、企業会計基準第8号）等に準拠して費用計上しております。この当事業年度中の費用計上額は、取締役（社外取締役を除きます。）8名に対して、17,527千円となります。

(4) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外役員の重要な兼職につきましては、「4 会社役員に関する事項（1）取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりです。この社外役員が役員等を兼職している他の法人等と当社との間には、重要な取引関係その他特記すべき関係はありません。

また、社外役員は、当社又は主要取引先等特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除きます。）の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者に当たりません。

②当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	トビー・バートレット	当事業年度の任期中に開催された取締役会13回のうち13回出席し、ファンドマネージャーとして培った豊富な経験と見識に基づいて客観的な立場から議案審議等に必要な発言等を適宜行っております。
社外取締役	有田 道生	当事業年度の任期中に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、会社経営及び情報システム分野で培った豊富な経験と専門的見識に基づいて客観的な立場から議案審議等に必要な発言等を適宜行っております。
社外監査役	高橋 邦美	当事業年度の任期中に開催された取締役会13回のうち12回、監査役会14回のうち13回に出席し、主に会社経営で培った豊富な経験と見識に基づき、議案審議等に必要な発言等を適宜行っております。
社外監査役	内田 正之	当事業年度の任期中に開催された取締役会13回のうち13回、監査役会14回のうち14回出席し、弁護士としての経験を通じて培った法務全般に関する高度の専門性に基づき、議案審議等に必要な発言等を適宜行っております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	14,883,621
現金及び預金	7,334,463
売掛金	4,333,299
商品及び製品	207,589
原材料及び貯蔵品	198,663
前払費用	2,091,920
その他	1,103,436
貸倒引当金	△385,752
固定資産	15,465,293
有形固定資産	11,100,639
建物及び構築物	1,304,458
機械装置及び運搬具	717,651
土地	415,997
リース資産	148,504
建設仮勘定	83,710
賃貸用資産	8,367,589
その他	62,728
無形固定資産	810,686
のれん	46,551
その他	764,134
投資その他の資産	3,553,966
長期前払費用	1,963,317
繰延税金資産	747,381
その他	882,303
貸倒引当金	△39,035
資産合計	30,348,914

科目	金額
負債の部	
流動負債	12,928,490
買掛金	631,620
1年内償還予定の社債	12,800
1年内返済予定の長期借入金	3,635,018
リース債務	1,058,706
未払金	4,752,625
割賦未払金	2,008,882
未払法人税等	269,861
その他	558,974
固定負債	13,800,993
長期借入金	5,116,388
リース債務	3,694,972
長期割賦未払金	4,549,230
資産除去債務	46,165
その他	394,236
負債合計	26,729,484
純資産の部	
株主資本	3,572,973
資本金	4,014,504
資本剰余金	3,224,004
利益剰余金	△3,665,329
自己株式	△204
その他の包括利益累計額	△14,087
為替換算調整勘定	△14,087
新株予約権	43,404
非支配株主持分	17,138
純資産合計	3,619,430
負債及び純資産合計	30,348,914

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：千円)

科目	金	額
売上高		37,732,408
売上原価		5,732,782
売上総利益		31,999,625
販売費及び一般管理費		31,283,923
営業利益		715,702
営業外収益		
受取利息	9,086	
持分法による投資利益	2,072	
助成金収入	26,545	
その他	10,770	48,475
営業外費用		
支払利息	249,203	
社債利息	181	
支払手数料	97,186	
貸倒引当金繰入額	153,637	
その他	4,105	504,314
経常利益		259,863
特別利益		
関係会社株式売却益	15,155	15,155
特別損失		
減損損失	1,557	1,557
税金等調整前当期純利益		273,461
法人税、住民税及び事業税	317,186	
法人税等調整額	△573,021	△255,834
当期純利益		529,296
非支配株主に帰属する当期純利益		455
親会社株主に帰属する当期純利益		528,841

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	5,058,329
現金及び預金	4,665,404
売掛金	67,284
貯蔵品	1,164
前払費用	11,463
その他	466,649
貸倒引当金	△153,637
固定資産	10,710,959
有形固定資産	24,915
建物	10,088
工具器具及び備品	14,827
無形固定資産	23,461
ソフトウェア	22,131
その他	1,330
投資その他の資産	10,662,582
投資有価証券	244,124
関係会社株式	5,219,110
関係会社出資金	1,279
関係会社長期貸付金	4,972,245
その他	251,483
貸倒引当金	△25,659
資産合計	15,769,289

科目	金額
負債の部	
流動負債	3,363,804
一年内返済予定の長期借入金	3,161,462
未払金	129,306
未払費用	25,331
未払法人税等	11,886
預り金	20,554
その他	15,264
固定負債	6,447,823
長期借入金	4,301,400
組織再編により生じた株式の特別勘定	2,134,475
その他	11,947
負債合計	9,811,627
純資産の部	
株主資本	5,914,256
資本金	4,014,504
資本剰余金	3,224,004
資本準備金	3,224,004
利益剰余金	△1,324,046
その他利益剰余金	△1,324,046
繰越利益剰余金	△1,324,046
自己株式	△204
新株予約権	43,404
純資産合計	5,957,661
負債及び純資産合計	15,769,289

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：千円)

科目	金	額
営業収益		1,140,861
営業費用		744,551
営業利益		396,309
営業外収益		
受取利息	133,154	
その他	1,569	134,724
営業外費用		
支払利息	43,612	
支払手数料	70,418	
貸倒引当金繰入額	153,637	
その他	915	268,582
経常利益		262,451
特別損失		
貸倒引当金繰入額	25,659	
関係会社株式評価損	30,000	55,659
税引前当期純利益		206,791
法人税、住民税及び事業税		19,700
当期純利益		187,090

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月17日

株式会社プレミアムウォーターホールディングス
取締役会 御中

三優監査法人
指定社員
業務執行社員
指定社員
業務執行社員

公認会計士 野村 聡 印
公認会計士 畑村 国明 印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社プレミアムウォーターホールディングスの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社プレミアムウォーターホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月17日

株式会社プレミアムウォーターホールディングス
取締役会 御中

三 優 監 査 法 人
指 定 社 員
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員
業 務 執 行 社 員

公認会計士 野 村 聡 印

公認会計士 畑 村 国 明 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社プレミアムウォーターホールディングスの2018年4月1日から2019年3月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月23日

株式会社プレミアムウォーターホールディングス 監査役会

常勤監査役	加藤 次夫	印
監 査 役	杉田 将夫	印
社外監査役	高橋 邦美	印
社外監査役	内田 正之	印

以 上

株主総会会場 ご案内図

日時

2019年6月26日（水曜日）午前10時00分
（開場 午前9時15分）

場所

東京都渋谷区神宮前一丁目5番3号
東郷記念館 3階 オランジェール
（TEL：03-3403-1431）



交通

- JR原宿駅
竹下口より
徒歩約3分
- 東京メトロ明治神宮前駅
5番出口より
徒歩約3分

※お車でのご来場はご遠慮
ください。

※ご案内図の●印の場所に
東郷記念館の案内板がご
ざいます。

株式会社プレミアムウォーターホールディングス
東京都渋谷区神宮前1-4-16 神宮前M-SQUARE 3F
<http://premiumwater-hd.co.jp>



環境に配慮した植物油インキを
使用しています。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。